5
㈠　経営管理権集積計画の作成手続の特例
市町村は、次に掲げる森林であっても、一定の手続を経ることにより、当該森林所有者が経営管理権集積計画に同意したものとみなして、経営管理権の設定を受けることができることとした。
(1)　数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないもの（第一〇条～第一二条関係）
(2)　確知されている森林所有者が経営管理権集積計画に同意しない森林（第一六条～第二〇条関係）
(3)　森林所有者を確知することができない森林（第二四条～第二九条関係）
㈡　㈠により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者は、一定の場合には、市町村の長に対しこれを取り消す旨の申出ができることとし、当該申出を受けた市町村の長は、これを取り消すこととした。（第一三条～第一五条、第二一条～第二三条及び第三〇条～第三二条関係）

6
市町村森林経営管理事業
市町村は、経営管理権を取得した森林（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、経営管理を行う事業を実施することとした。（第三三条関係）

7
民間事業者への経営管理実施権の配分
市町村は、経営管理実施権配分計画を定め、公告することにより、都道府県が公表した民間事業者の中から選定した者に経営管理実施権を設定することとした。（第三五条～第三七条関係）

8
災害等防止措置命令
市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において土砂の流出等の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、当該森林の森林所有者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第四二条関係）

9
林業経営者に対する支援措置
林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）に対する支援措置として、次に掲げる措置等を講ずることとした。
㈠　国有林野事業における配慮（第四四条関係）
㈡　独立行政法人農林漁業信用基金による助言（第四六条関係）
㈢　林業・木材産業改善資金の償還期間の特例（附則第二条関係）

10
都道府県による森林経営管理事務の代替執行
都道府県は、その区域内の市町村における実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の事務を、当該市町村の名において執行することについて、当該市町村に同意を求めることができることとした。（第四八条関係）

11
施行期日
この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（法律第三六号）（農林水産省）

1
林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し
独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務大臣が定める額の範囲内で、林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、その持分の全部又は一部を払い戻すことができることとした。（第七条の二関係）

2
信用基金の業務の追加
信用基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三〇年法律第三五号）により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を行うことができることとした。（第一二条第三項関係）

3
債務の保証の対象者の拡大
信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額に係るものの上限を、改正前の一、〇〇〇万円から三億円に引き上げることとした。（第一三条第二項関係）

4
施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、信用基金の業務の追加に係る規定は、森林経営管理法の施行の日から施行することとした。

◇地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（法律第三七号）（内閣官房）

1
総則
㈠　目的
この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
㈡　基本理念
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならないものとした。（第二条関係）
㈢　国及び地方公共団体の責務等
(1)　国は、基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとした。（第三条第一項関係）
(2)　地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有するものとした。（第三条第二項関係）
(3)　国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならないものとした。（第三条第三項関係）

2
基本指針
内閣総理大臣は、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針を定めなければならないものとした。（第四条関係）

3
計画の認定等
㈠　地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できることとした。（第五条第一項関係）
㈡　地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとした。（第五条第五項関係）
㈢　内閣総理大臣は、認定の申請があった場合において、計画が基本指針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとした。（第五条第六項関係）

4
報告の徴収及び措置の要求
㈠　内閣総理大臣は、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができることとし、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができることとした。（第七条第一項及び第八条第一項関係）
㈡　文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができることとし、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができることとした。（第七条第二項及び第八条第二項関係）